

平成 21 年 6 月 24 日

## 監 査 報 告 書

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 伊藤 庄平 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

監 事 井沢 清



監 事 京谷 康雄



私どもは、独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの、平成20事業年度における財務諸表並びに予算の区分に従って作成された決算報告書及び業務の状況について監査を実施した。

I 平成20年度は、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等から事業報告を受け、重要文書を閲覧し、10労災病院、1労災看護専門学校、5勤労者予防医療センター、8産業保健推進センター計24か所の施設及び本部において、監査のため、試査により、会計に関する帳簿及び計算書類並びに業務執行に関する証憑を閲覧、点検し、検討を加えたほか、質問等通常の監査手続きを実施した。

II 平成20事業年度における財務諸表及び決算報告書について、会計監査人から意見を聴取したところ、全ての重要な事項につき適正に表示しているとの心証を得ている。

III 監査の結果、私どもの意見は下記のとおりである。

### 記

1 財務諸表（独立行政法人通則法第38条第1項に基づく貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び付属明細書をいう。）は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されていると認める。

（1）貸借対照表は、平成21年3月31日現在の財政状態を正しく表示していると認める。

（2）損益計算書は、平成20事業年度の費用収益の状況及び経営成績を正しく表示していると認める。

（3）損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。

（4）キャッシュフロー計算書は、平成20事業年度の現金及び要求払い預金の

受け扱いの事実全てについて、活動区分別に表示していると認める。

(5) 行政サービス実施コスト計算書は、平成20事業年度の業務運営に関し、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に表示していると認める。

2 決算報告書は、予算の区分に従って予算の執行状況を正しく表示していると認める。

3 業務は、独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康福祉機構法、独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令及び独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書に基づき適正に実施されていると認める。

以上